

○会長 皆さん、こんばんは。年末のお忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございます。ございます。

この事業計画も、多分今回と来年1月中旬ごろの協議会でもって決定というような予定と聞いておりますので、本日も皆様の積極的なご意見を賜りたいと思います。

それで新聞の報道等なんですけれども、例年、前から言われていますけれども、軽度の認定者、要介護1と2の方については総合事業に移すというようなお話が以前から出ているんですけれども、この部分につきましては、第9期中に、次の3年間で結論を出すとかというような部会の中での論議になっています。ですから、今期4月からというようなことは見送りになってきて、ただし、第9期中の3年をかけて結論を出す。もう一つが、これは大分前から言われているんですけれども、ケアプランの作成費用、この費用について他のサービスと同じように自己負担を導入するということが以前から多々言われているんですけれども、この部分につきましても、次期の第9期の3年間で結論を出していきたいというような審議会の部会等の報告を新聞等で確認をさせていただきました。

そういったことを含めて、やはり2025年というのがもう再来年なんです。大分前から2025年、団塊の世代が全て後期高齢者になるというようなことが言われているんですけれども、恐らく国のほうでは今回の第9期もそうですけれども、2040年を見据えたというような言い方になってきておりますので、その辺は非常に厳しい状況が続くのかなと思っております。

繰り返しになりますけれども、本日、年内最後の協議会になりますので、皆様方の積極的なご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、議題の1、東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局（田中係長） 皆さん、こんばんは。地域包括ケア推進係長の田中でございます。着座にて説明します。

本日お配りしました計画（案）についてであります。前回第4回の会議から見直した点について、特に第6章以降について説明したいと思います。

まずは前半第1章から第5章までにつきましては、統計データの時点の更新、文言整理などを中心に見直しを行いました。

48ページをご覧ください。ナンバー51、要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の充実であります。こちらは第9期の目標について記載を見直しました。第8期計画におきましては、第7章、3、介護保険事業の円滑な運営（1）で、リハビリテーション指標等として加算件数を中心に設定しておりましたが、毎年度の取組状況実施報告の中でもありましたように、目標設定時の数値の捉え方と実績との違いが生じており、なかなか有効に機能を果たしていなかったところがございます。そこで第9期の計画におきましては、国のリハビリテーション提供体制の構築に関する手引きなどを参考に、市の

一般介護予防事業を適切に運営することを指標に設定するよう見直しました。

こちら読み上げますと、リハビリテーション専門職等の専門職が関与する一般介護予防事業の適切な運営とありまして、これは何を指すかといいますと、1枚おめくりいただきまして、50ページの②一般介護予防事業というところでございます。こちらの中で今現在も実施しております楽しみマッスル教室、それから、いきいき運動プラスを適切に運営していくことを目標として考えております。

次に、51ページ、居宅・地域密着型・施設サービスの充実の施策の方向をご覧ください。こちらにつきましては、前回の会議で委員から、共生型サービスの活用についてご意見をちょうだいいたしました。現状は、共生型サービスの参入を希望する事業所につきましてはありませんが、今後を見据え、表現を施策の方向として、利用者のニーズに応じたサービスができるように、引き続き事業所支援に努めるとともに、共生型サービスへの参入希望事業所への支援について検討していきますと表現を改めたところでございます。

なお、第1章から第5章まで、その他の見直し箇所につきましては、大きく意味が変わることはありませんので、そのような文言整理などの細かい見直しにつきましては説明を省略いたします。

次に、62ページをご覧ください。第6章、介護保険事業の推進になります。こちらは、第6章の1、第8期の実績につきましては、令和5年度の実績を9月の数値を考慮し算定し直しました。

次に、66ページ、2、介護保険サービスの見込みと、次の68ページ、3、地域支援事業の見込みにつきましては、現時点でも算定中ではありますが、なるべく計画書の体裁を整えるため、今現時点、空の表を掲載しております。同様に69ページの第7章の1、3年間の介護保険事業費見込額につきましても表を掲載しております。

これら算定中の数値の説明につきましては、私の説明の後、介護保険課長の里見から説明がございます。

74ページをお開きください。第7章の3、介護保険事業の円滑な運営でございます。先ほど48ページ、リハビリテーションサービス提供体制の充実でも説明しましたように、こちら第8期計画のここにリハビリテーション指標等の設定の部分を書いてありましたが、こちらについては削除し、この第7章の3につきましては、(1)適切なサービス提供体制、給付適正化の推進等と、76ページの(2)計画の推進体制の二本立てに整理したところでございます。

最後に、資料編であります。77ページ以降に、会議体の開催状況、それから、委員構成、介護保険条例などの関連法令、用語解説などを記載しております。

説明は以上です。

○事務局（里見課長） 続きまして、第9期における介護保険料についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

まず、計画書（案）の71ページをお開きください。

先日、介護報酬改定率1.59%という報道がありました。現在、国からの報酬改定内容について詳細な情報はまだこちらにはきておりません。具体的な保険料の算定はできておりません。

計画書（案）の71ページをご覧ください。介護保険制度の財源といたしまして、地域支援事業を除く介護給付費は原則公費で50%、保険料で50%賄われることとなっております。保険料の50%のうちちょうど色がかかっているところなんですけれども、第1号被保険者の保険負担割合は23%と現在はなっております。

72ページをご覧ください。介護保険料設定に当たっての考え方といたしましてここに5つありますが、まず、①の調整交付金についてでありますけれども、調整交付金は後期高齢者数の人口における割合等の係数から交付率が決まっております。通常5%が見込まれるんですけれども、市によって、人口構成とかによって若干変わってくるという形になっております。当市の第8期では、4.625%を見込んで算定しました。

なお、交付率が5%に満たなかった場合は第1号被保険者が負担する介護保険料により補うこととなっております。

第9期における調整交付金の率については現時点では提示がございません。

そして②ですけれども、介護給付費等準備基金という項目ですが、この基金は介護保険事業の運営期間に生じた余剰金はこの準備基金に積み立てられておりました。第8期では第8期の計画作成時に7億の基金を取り崩して、第1号被保険者の保険料の軽減のために活用いたしました。この介護給付費等準備基金の令和5年度末、本年度末の残高の見込みは約8億6,000万円が見込まれておりました。第9期におきましても第1号被保険者の保険料の抑制のために活用していきたいと考えております。

一つ飛ばしまして、④の介護報酬改定等の影響であります。第8期のときの介護報酬の改定率はプラス0.7%となっております。先日の報道ではこれが第9期はプラス1.59%となり、第8期よりも改定率が上回っている状況でございます。

続きまして、73ページをご覧ください。介護保険料の基準額についてでございます。第8期の介護保険料の基準額は月額5,300円でした。年額で6万3,600円となっております。これは近隣と比較いたしますと、多摩26市の中で比較いたしますと下から3番目に低い金額となっております。

第9期の介護保険料については、現時点では算定できませんが、基金を活用しながら金額のほうを設定していきたいというふうに考えております。

また、ここには細かく載っていないのんですけれども、介護保険料の所得段階というものが国のほうが多段化を決めておりました。それに伴いまして、ちょっと細かいところがまだ不確定なところがあるので、それが決まり次第、市の介護保険料の所得段階とかも見直しを併せて進めていきたいと考えております。

現時点でご説明できるところは以上となります。

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明をいただきましたけれども、今の内容につきまして皆様方からご質問、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。この介護報酬が約2%上がるというのは新聞に出ている数字でしょうか。

○事務局（里見課長） はい、そうです。

○会長 それで今年の10月ですか、処遇費加算の一部を介護報酬に組み込みましたよね。処遇費加算というのが1、2、3くらいまでありますよね。

○事務局（里見課長） はい、あります。

○会長 これは介護報酬の中に組み込むんですか。

○事務局（里見課長） 介護報酬……

○会長 今は多分補助金だったんですね。

○事務局（里見課長） そうですね。今は多分プラスなんですけれども、どうですか、詳細はまだちょっと把握できてないので、すみません。

○会長 なかなか人材の確保ですとか、電気代も含めていろいろ物価が高騰しているというようなことで、2%で本当に大丈夫なのかというのがありますけれども、2%、単純に言えば保険料も2%上がるということになっちゃうわけですよね。

すみません、私先ほどお話をさせていただいて、第8期というのは結構コロナの影響を相当受けているかと思えますけれども、なかなか第9期をどう見込むかというのは難しいんですかね。介護報酬が約2%上がるというようなお話をいただいたんですけれども、量的に第8期より第9期がどれくらい伸びるのかというのは、今の時点では何とも。

○事務局（里見課長） そうですね、現時点では報道にある1.59%という数字しかなくて、実は私たちのところにも国とか東京都から何か詳細なものというのは何も届いていないんですね。なので、全部が1.59%上がるわけではないと思いますし、サービスの内容によっても変わってくると思いますし、また、保険料を決める調整交付金が先ほどもちょっと、通常だと5%程度というふうに申し上げたのですが、それが何%になるのかも自治体によって違ってくるので、その数値とかにも保険料は影響されるかなというふうに考えています。

○会長 皆様方、いかがですか、ご質問でも結構です。

なかなか総量が見込めないと、保険料の段階だとか、取り崩しをどうするかということも全体の事業費の金額が分からないと読めないですね。

○事務局（里見課長） そうですね、細かいところが分からないと積上げはできないというのが実のところです。

○会長 今のところ、国は保険料の段階を増やす……

○事務局（里見課長） そうですね。

○会長 増やした分というのは、むしろ低所得の人の保険料を据え置くというか、下げる、その財源を段階を増やして賄うということによろしいんですか。

○事務局（里見課長） はい、そうです。国が今まで標準的な所得段階を9段階と設定していたんですけれども、それを今回13段階に設定するというふうにはなっていくのですが、その標準の乗率がまだ全然決まっていない、定まっていないので、うちのほうもそれが定まってこない、それを参考にはできない状態で、今計算が難しい状態になっているんです。所得が多い方の保険料が上がった分を所得の低い方に一部充てて、社会保障審議会の中では保険料が下がった分の、今まで公費を充てた部分をまた違うところに活用しようというような考え方だったと思うんですが、その率とかも今は何も手元にないので、そうなるんだろうなというのは分かるんですが、それ以上の具体的な数値はできてないという状況です。

○会長 私が金額のことばかりお話をしちゃったんですけれども、本文のところではいかがですか、何かご意見等。

○事務局（石嶋課長） 地域包括ケア推進課の石嶋です。

今回ご提示させていただいている案なんですけれども、第8期の計画書で作っていたんですが、最後に用語の説明という形で、計画書の中に言葉とか、難しい言葉がありますので、市民の方が見ても意味が分かるという形で用語の説明を追加してあります。後ほどでも構わないのですが、こういう表現が分かりづらいですとか、こういう言葉の解説も入れたほうがいいんじゃないかとか、そういうのがもしございましたら、ご意見等いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 では、2番目の議題が市民説明会の報告ということで、こちらの報告を受けてから、改めてご意見、ご質問をちょうだいするというので、次の議題に移らせていただいでよろしいですか。

では、議題2の市民説明会の報告について、事務局のご説明をお願いいたします。

○事務局（田中係長） 議題2、市民説明会について報告します。

先週12月8日金曜日午後1時から、そして12月9日土曜日午前10時から、2回、市役所会議棟第1・第2会議室で、障害福祉課が現在策定しております第三次東大和市障害者総合プラン（案）と合わせて開催いたしました。

参加者につきましては12月8日はゼロ、12月9日は3人でありました。

参加者のご意見としましては、計画そのものに対するご意見というよりも、集いの場所やマンションにおける高齢化の問題など個別具体的にご意見をいただきました。市民説明会でのご意見や現在1月4日まで実施しておりますパブリックコメントでのご意見などを踏まえまして、計画の策定に向け進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

もう少し内容があるのかなと思ったんですけども、参加者も非常に限られた人数でしたけれども、今のご報告も含めて何かちょうだいできると、せっかくお集りをいただきましたので。

前回もそれくらいの人数でしたか。

○事務局（石嶋課長） 前は、福祉5計画を合わせて説明会のほうを2日間開きましたので今回よりは多かったです。でも10名はいかなかった、3名と9名で合計12名という形です。

説明会の当日は、私のほうから計画の案という形で説明のほうをさせていただきました。計画書の案も配付させていただきましたが、まず、計画につきましての概要という形で説明をさせていただいた後に質疑という形で、大体2時間予定している中で1時間40分、全体では質疑をさせていただく形で、人数は3人でしたけれども、説明会としては盛り上がったような印象を私は受けているところでございます。

私のほうから、介護の第9期計画の案といたしまして、まず初めに計画策定の趣旨ということで、東大和市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の保険給付の円滑な実施を図るために、施策の考え方ですとか目標を定めておりますという説明のほうをいたしました。

あわせて、次に計画の基本的な考え方といたしまして、本計画につきましては、会長からもお話がありました団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）とあと団塊ジュニアと言われる世代が65歳以上となります令和22年（2040年）、その両方を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、地域包括ケアシステムの持続的な推進を図ることが基本的な考え方としてあるという説明のほうをしております。あと計画の期間が3か年という形の説明をさせていただきまして、あとは計画の基本理念、基本目標、第8期計画を継続しているのですが、「支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され健康で生きがいを持って 暮らせるまち 東大和」を継承します。あわせて、目標につきましても、「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム推進」といたしまして、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指して地域包括ケアシステムを推進することを掲げているというふうに説明のほうをしております。

あと計画の主な記載内容といたしまして、5つの重点プランと施策の体系というところで説明のほうをしております。

重点プランにつきましては、1点目が地域包括ケアシステムの深化・推進、こちらは計画書でいうと何ページでしょうか……、失礼いたしました。今お手元にお配りしている32ページ、施策の体系というページがございます。1点目として、地域包括ケアシステムの深化・推進、2点目といたしまして、包括的な相談・支援体制の充実、3点目が健康づ

くり・介護予防の推進、4点目としまして、介護保険サービスの充実・強化、5点目として、住まい・日常生活支援の充実ということで、それぞれの第5章で取り組む事業を記載しておりますというようなご説明をさせていただいたところでございます。

簡単ではございますが、私が説明した内容については以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

第8期で事業箇所を1か所増やしましたよね。

○事務局（石嶋課長） 増やしました。

○会長 第9期に向けて何か目玉みたいな市独自のものはあるのでしょうか。

○事務局（石嶋課長）そこは基本的に国の地域包括ケアシステムの深化・推進というところも大きく変わらない中で、第8期におきましては令和4年10月からほっと支援センターを一つ増設させていただきました。それは結構事業的には大きかったのですが、第9期の中でそれとちょっと匹敵するようなものは、記載のほうはないのですが、ほっと支援センターの周知というか、市民に対する、より知ってもらうような施策というところを進めていければというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 今、市のほうから補足の説明をいただきましたけれども、それも踏まえて何か、第9期に向けてという話ですけれども、そうしますともう24年ですか、本年度で介護保険がスタートして24年、丸々24年、第9期ですとこれが30年を迎えるという、恐らくこの制度も課題を抱えながらも定着してきて、別な面で言えば、東日本大震災で相当甚大な被害を受けて、あれをそれなりに乗り越えたというのはもしかしたらこの制度があったからかなというふうには私は個人的に思っているのですが、あとはコロナの中でもやはり介護を要する方々が生活を続けられるようにというのは、大変でしたけれども、この制度が機能したのかなという、これがなかったら結構大変なことになっていたのかなというような気はしているのですが、逆に言えば制度が定着してきちゃったというか、そういうことで、恐らく先ほどの参加者も3名とかゼロ名というふうな状況になっているかと思うのですが、あまり時間だけかけてもしょうがないので、1月にもまたありますよね。

○事務局（石嶋課長） あります。1月は年明けの16日の火曜日です。

○会長 それがもう最後ですかね。

○事務局（石嶋課長） 今年度、最後になります。

○会長 今新聞でもいろんなことが言われていますけれども、そのときには何とか新しい第9期の事業規模というか、それで保険料がどれくらいになるかというのは順調にいけば分かる……

○事務局（石嶋課長） 我々も……

○事務局（里見課長） そうなんです、次回の会議には最終的に保険料であるとか、ある

いは給付の見込みですか、その辺も具体的な数字をもってお知らせができるかなというふうに考えています。

○会長 今回、この第9期の案は机上配付というようなこともありましたので、来年の最後の協議会で改めてご意見をいただくということによろしいですか。

○委員 ちょっと質問なんだけれども、なぜこれを地域ごとに、地域って自治体でここまで検討しなくてはいけないかなんて思って、一人ひとりにすれば国も同じ、都でも同じだと思いませんか。ということは自治体でやるんだとしたら、例えば都内の中央区なんかは若い人ばかりというか、働く人ばかりで、この住んでいる山のほうはみんな高齢とか年取った、そのような人が多いので、なぜ都内のほうとこっちが分かれて、同じ、随分ハンディがあるんじゃないかと思いませんか。言っていることがよく分かるか分からないか分からないんだけど、だから、何か自治体ごとに、ここまで勉強させてもらうんだけど、いいことなんだけれども、やらなくてはいけないかな、同じ個人にして、そんな分からないことがあるので。

○会長 介護保険法で、保険者、介護保険を運営する人を市町村と定めているんですよ。やはり高齢化とお話のように、地方ですとか都市部ですとか、都市部の中央ですとか状況が全然違うんですよ。

○委員 そうですね。

○会長 ですから、その地域の状況で、やはり一番住民に身近な組織となると市町村、市町村を保険者にしてという法律上の規定が、それに基づいて全ての市町村が保険者になって、自分たちで地域の現状を把握して見通しをつくって、結果的に保険料が決まっていくという、こんな仕組みかと思えますけれども、いかがですか。

○事務局（里見課長） まさにそうだと思います。私たちも近隣の市町村、多摩の26市であるとか、そういうところとは結構比較をして、介護サービスの基盤がどれくらいなのかとか、あるいは保険料についてもお互いに情報共有しながら、またどこがどれくらいなのかというのを把握しているんですけれども、大体こちら辺は似たような都市構造なのかなというのが前提になっておりますので、かえって全然違う他県であるとか、地方という話になるとやはり状況がかなり違って来るのだろうなとは思っているので、全国平均と東京都平均と市がどれくらい違うのかなという規模の比較くらいはできるんですけれども、各自治体単位のそこまで細かい状況は、今は把握していないところです。

ちょっと参考までに、ぎょうせいさんで多分複数のところを持っていらっしゃるかと思えますけれども、比較的地方のところって分かりますか。

○株式会社ぎょうせい 保険料自体もちろん全国様々です。第8期の全国平均は6,014円です。ですので、東大和市様の介護保険料というのは全国平均に比べると随分低い。東京都の平均も6,080円ですので、全国平均よりもむしろ高い金額ですので、それと比べても東大和市は比較的低い保険料に抑えられている。それは高齢者の中の人口構成、

前期高齢者の方の割合が高ければ高いほど介護を必要とする方の割合が低くなりますので、その分保険料が下がったり、あるいは独り暮らしの方の割合が本当に自治体で様々ですので、一般的には独り暮らしの割合が高ければ高いほど認定率、介護を必要とする、要介護認定を受ける方も増えるというのは一般的な考え方ですので、そういったところも自治体によって状況が異なってくるかと思います。

もう一つ、介護保険の保険者の見方としましては、基本は各市町がそれぞれ保険者になるわけですが、今全国的には広域連合という形で、複数の保険者が一体として、例えば幾つかの保険者がそれぞれ同じ保険料で運営していくというやり方を取られているところもございますので、今後はそういった広域化、事務の効率化ですとか、そういったところも含めて広域化をして同じような特性を持つ自治体であれば同じ保険料で運営していくところも、増えるかどうか分かりませんが、現にあるという状況がございます。

以上です。

○事務局（里見課長） すみません、ありがとうございます。

大丈夫ですか。

○会長 北海道なんかは多いらしいですよ、広域は。大きな都市は別でしょうけれども、小さな町とかはもう広域になって一緒に運営をすとかというのは、東京は全部市区町村で運営していますけれども。

市のほうの説明ですとか、事務局のほうの説明も踏まえて、来年になりますけれども、来年の運営協議会で最終的なご意見をちょうだいして取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしいですか、今日のところは。

よろしいですか。

では、議題の1と2につきましては、以上をもちまして終了させていただきます。

では、3のその他。

○事務局（恵良） その他ですけれども、先ほども話が出ましたが、次回の日程の連絡になります。改めてもう一度日程のほうを伝えさせていただきます。

今年度最後の第6回介護保険運営協議会ですが、年明け1月16日火曜日、夜7時から、場所は本日と同じ会議棟の第6・第7会議室となります。これが今年度最後の介護運協という形になりまして、その結果を踏まえて、その翌週に市長のほうへ答申を会長と副会長からしていただくという予定となっております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

では、次回は来年ですけれども、1月16日、そのときに具体的な計画の数字も含めてご説明をいただければ何とか間に合うのかなと思いますので、ぜひそうなることを期待しております。

今日はお忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございました。

では、1月にまたお会いしたいと思います。よいお年をお迎えください。